

申 入 書

令和 8 年 1 月 21 日

〒 090-0040

北海道北見市大通西二丁目 2 番地 3

コンチネンタルプラザ

株式会社ジャパンコンチネンタルコーポレーション

代表取締役 菅原 史子 殿

〒 060-0004

札幌市中央区北 4 条西 12 丁目 1 番 55 ほくろうビル 3 階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

T E L 011-221-5884

F A X 011-221-5887

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費生活相談員、研究者、弁護士、司法書士など消費者問題に関する専門家により構成されている N P O 法人です（詳細は、当法人のウェブサイト^{*1}をご参照下さい。）。

また、当法人は、平成 22 年 2 月 25 日からは平成 21 年 6 月に施行された「改正消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣の認定を受け、差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供にかかる業務）を行なう「適格消費者団体」としての活動を行っております。さらに、当法人は、令和 3 年 10 月に消費者裁判手続特例法に基づく「特定適格消費者団体」に認定されたことで、従来の差止請求関係業務に加え、消費者の財産的被害を集団的に回復するための裁判を提起することが可能になりました。

現在、当法人では、消費者被害の相談について、情報提供等の多方面からの情報収集を行っており、広告等に不当な表示がないか、入手した契約書に消費者契約法の規定する不当な条項が含まれていないかどうかなどを検討

*1 当法人のウェブサイト <http://www.e-hocnet.info/index.html>

しております。

さて、先般、当法人に対して、貴社が運営している愛犬トリミングスクールに関し、貴社が使用している「ご入会規約と注意事項」(以下「本件規約」といいます。)について情報提供がありました。

当法人にて、本件規約の内容に不当条項等がないか検討した結果、本件規約のうち、別紙の契約条項については、消費者契約法、その他の法令に照らして問題があると考えるに至りましたので、貴社に対して、下記のとおり申入をいたします。

記

第1 申入事項

1 契約条項1及び5（授業料の納入・返還）について

別紙契約条項1及び5では、生徒の退会時期を問わず、未払の授業料は全額支払わなければならない旨及びいったん納入した授業料は一切返還しない旨定められております。

しかしながら、以下のとおり、契約条項1及び5は消費者契約法に抵触しますので、条項の削除（使用中止）または修正を求めます。

(1) トリミングスクールの受講契約は準委任契約またはこれに類する無名契約であり、生徒はいつでも解約することができます（民法656条・651条1項）。そして、解約の時点で生徒が貴社から役務の提供を受けていなければ、未払の授業料は支払い義務を免れ、未受講の授業分に係る授業料は返還するのが原則です（民法648条3項2号参照）。

そのため、退会理由や退会時期を問わず、一律に役務の提供を受けていない部分の授業料全額の支払い義務を負わせる契約条項1は、上記民法の原則に比して不当に消費者の権利を制限あるいは義務を加重し、信義則（民法1条2項）に反して消費者の権利を一方的に害するものとして消費者契約法10条に抵触し無効です。

(2) また、役務の提供を受けていない退会日以降に係る納入済授業料を一切返還しない旨定めた契約条項5は、明らかに平均的損害を超えた違約金を徴収する条項と評価でき、消費者契約法9条1項1号に抵触し、無効です。

2 契約条項2について

契約条項2は、トリミングの実習において、モデル犬の提供者等の第三者に損害が生じた場合の治療費を全て生徒の負担とする条項です。

しかし、第三者のモデル犬等を利用したトリミングは、スクールとモデル犬等の提供者である第三者との間での契約に基づき行われるものであり、生徒の立場は、スクールの指揮命令下にある履行補助者です。

したがって、履行補助者たる生徒の故意・過失は、債務者であるスクールの責任と同視できるものであり、第三者への損害賠償義務は、主としてスクールが負うものです。

そのため、契約条項2は、主としてスクールが負担すべき治療費を全て生徒に負担させる条項であり、上記民法の原則に比して、不当に消費者の権利を制限あるいは義務を加重し、信義則（民法1条2項）に反して消費者の権利を一方的に害するものとして消費者契約法10条に抵触し、無効です。

3 契約条項3について

契約条項3は、貴社に安全配慮義務（実習等において、生徒や第三者に損害を及ぼさないよう適切に指導・管理等する義務）違反があった場合や生徒の指導・監督に過失があった場合でも治療費は全て生徒側の負担とし、また貴社は損害賠償責任を負わないとする条項です。

このような条項は、事業者である貴社の不法行為及び債務不履行に基づく損害賠償責任を全部免除する条項と評価することができ、消費者契約法8条1項1号及び3号に抵触し無効です。

4 契約条項4（肖像権）について

契約条項4では、実習・イベントの際に撮影された肖像権はスクールにあるとされています。

しかしながら、肖像権は被写体となる個人の人格に結びついた一身専属的な権利であり、貴社に原始的に帰属するものではありません。

原始的に肖像権を貴社に帰属させる内容の契約条項4は、肖像権の本質に反し、無条件で生徒の肖像権を放棄させるに等しく、人格権を侵害する規定ですので、消費者契約法10条に抵触し無効です。

よって、契約条項4の削除（使用中止）または修正を求めます。

なお、貴社による実習・イベントにおける生徒の写真等の撮影、撮影した写真のSNS・広告掲載にあたっては、被写体となった生徒個人の事前または事後の同意・承諾が必要となりますので、ご留意ください。

5 契約条項 6（秘密保持）について

- (1) 契約条項 6 は、秘密情報に関する守秘義務を課す内容となっていますが、そもそも、ここでいう「秘密情報」が何を指すかが不明瞭です。

消費者契約においては、契約の内容について、疑義が生じない明確かつ平易なものになるよう配慮する努力義務が課せられている（消費者契約法 3 条 1 項 1 号）ところですので、貴社におかれましては上記法令の趣旨をご理解いただき、秘密情報の内容を明確にしていただくようお願い申し上げます。

- (2) また、契約条項 6 は、（元）生徒の秘密保持義務を無期限で課しておりますが、（元）生徒に過度に無用な負担を強いることになりますので、秘密保持義務期間については、対象となる秘密情報の陳腐化等を踏まえた合理的な期間を設定していただくよう併せてお願い申し上げます。

6 契約条項 7 について

- (1) 契約条項 7 は、同規定によれば、規約の解釈をめぐって紛争が生じた場合においても、責任の有無等はもっぱら貴社のご判断によって決せられることとなり、例えば契約条項 2・3 の解釈に関して疑義が生じた場合でも、貴社の判断により、貴社が全責任を回避することが可能となってしまいます。

こうした条項は、消費者契約法 8 条 1 項 1 号の「当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項」にあたると考えられ、無効です。

よって、契約条項 7 の削除（使用中止）または削除を求めます。

- (2) なお、通常、規約に定めのない事項や規約の文言解釈に疑義が生じた場合には、契約当事者双方が誠意をもって協議し、速やかに解決する旨の規定が一般的です。

第 2 ご回答等のお願い

本申し込み書第 1 で指摘させていただいた各事項に対する貴社のお考えやご対応等を、令和 8 年 2 月 27 日までに文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

貴社からのご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただく事をあらかじめ申し添えます。

以上

契 約 条 項

契約条項 1 途中で退会しても、全コースの授業はお支払いいただきます。

契約条項 2 トリミングのモデル犬、またはお客様の犬に実習中にけがをさせてしまった場合、獣医師等に関わる全ての治療代は生徒さんの負担となります。

契約条項 3 ハサミなどで生徒さんご本人様がけがをした場合も治療代などはご本人の負担となり、当スクールでは一切の責任を負いかねます。

契約条項 4 実習またはイベントなどで撮った写真などの肖像権利はスクールにあります。

契約条項 5 一度、納入された入会金や授業料等は理由如何においても返金いたしません。コース途中で自主退学または強制退学になった場合も入学金や既に納入した授業料の返金は致しかねます。

契約条項 6 在籍期間中または期間満了後を問わず、知り得た秘密情報を第三者に漏洩してはならない。強制退学や在籍解除された場合においても同様とする。

契約条項 7 本規約に定めのない事項、または本規約の解釈について疑義が生じたときは、スクール又はスクール責任者の指示に従わなければならない。